

地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づき、飯塚市長より指定管理者監査の結果に対する措置について通知を受けたので、飯塚市監査基準第 24 条第 2 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 8 年 1 月 8 日

飯塚市監査委員 篠 崎 充 俊

飯塚市監査委員 永 末 雄 大

記

1 監査報告及び措置の件数

飯塚市監査委員告示第 16 号（令和 7 年 11 月 13 日付）分・・・4 件

2 監査報告に対する措置状況

以下のとおり

スポーツ振興課（飯塚市健康の森公園体育施設）【局長指摘事項】

検 討 改 善 事 項	措 置 の 状 況
1 再委託について 総務省自治行政局長通知「地方自治法の一部を改正する法律の公布について」（平成 15 年 7 月 17 日付総行行第 87 号）には、「清掃、警備といった個々の具体的業務を指定管理者から第三者へ委託することは差し支えないが、法律の規定に基づいて指定管理者を指定することとした今回の制度の趣旨にかんがみれば、管理に係る業務を一括してさらに第三者へ委託することはできないものであること。」と記されている。さらに、「飯塚市健康の森公園体育施設管理運営仕様書」においても「業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。」としている。 しかしながら、清掃、警備といった個々の具体的業務でない「運営管理業務」を健康の森公園市民プールにおいて、第三者に委託し業務を行わせているが、運営管	健康の森公園市民プールの管理運営委託の再委託については、協定内容に反することのない再委託をするよう、実施方法の見直しを指示した。 また本件以外の再委託も含め、指定管理者より再委託の申し出があった際には、業務内容等を十分に精査し、承諾することとする。

理自体の業務を再委託することは協定に反するものである。 所管課は、再委託の承諾を行う際は委託を行おうとする業務内容を精査し、協定に反する委託となっていないか十分に確認すること。また、健康の森公園市民プールの再委託について、見直しを行うよう指定管理者に指導すること。	
2 備品について 以前から指摘を行っていた備品について確認を行ったところ、次のような不適切な処理が見受けられた。 (1) 備品台帳に登録されているホストコンピュータについて確認を行ったところ、不用品の決定及び処分の決裁を受けることなく廃棄していた。 (2) 市民プールに AED が設置されているが、備品台帳に記載されていなかった。 (3) 指定管理者が、バーベルプレート整理台を購入しているが、市に報告がなされておらず、備品台帳にも記載されていなかった。 (4) 故障により使用できなくなった運動器具等が、備品登録されたままとなっていた。 「飯塚市健康の森公園体育施設指定管理者の仕様書 15. 物品の帰属等」によれば、「指定管理者は、市の所有に属する物品については、(中略)購入及び廃棄等の異動について定期的に市長等に報告しなければならない。」と規定されており、備品の帰属を明確にするためにも、備品購入及び廃棄等の異動については、定期的に指定管理者より報告を受け、備品登録及び標識の貼付を行い適切な備品管理を行うこと。 なお、現在の指定管理者は令和 8 年 3 月 31 日で指定期間を満了するが、指定期間の満了に際しては、管理物品等についてその帰属を含めて、確実に確認を行い、備品台帳の整理を行うこと。また、市は、正確な備品台帳を指定管理者に提示すること。	指摘事項 (1) については、指定管理者が機器更新の際にホストコンピュータも一緒に処分されたものと錯誤していた。本課が改めて現地確認を行ったところ廃棄されていなかったことから、不用品決定を行い、備品台帳から削除を行った。 指摘事項 (2) については、備品登録は行っていたが、備品所在場所を健康の森市民プールに指定していなかったため、修正した。 指摘事項 (3) (4) を含む備品の購入、故障については、市への報告を行うよう指導した。 令和8年4月1日の指定管理者更新に併せ、正確な備品台帳を提示できるよう更新・整備する。

3 健康の森公園多目的広場及び多目的施設の利用許可について

(1) 利用料金の減免について

飯塚市都市公園体育施設条例(平成 18 年飯塚市条例第 197 号)第 5 条によれば「指定管理者は、必要があると認めるときは、利用料金を減免し、又はその徴収を延期し、若しくは猶予することができる。」とされている。

しかしながら、減免申請を行う際の利用料金減免申請書の提出は、飯塚市長(スポーツ振興課)あてになされ、スポーツ振興課長が決裁を行い、減免についての可否の判断を行っていた。

(2) 利用許可書について

飯塚市都市公園体育施設条例施行規則(平成 26 年飯塚市規則第 21 号。以下「施設条例施行規則」という。)第 2 条及び第 3 条によれば、健康の森公園多目的広場及び多目的施設(以下「多目的施設等」という。)の利用については、利用許可申請書の提出及び利用許可書、または個人利用回数券の発行により許可を受けることと規定されている。

しかしながら、多目的施設等の利用料金については、発券機で管理しており、利用者の記名は行っているものの、規定された許可書等の提出及び発行はなされていない。このことについては、前回の監査においても指摘を行ったところである。

(3) 申請書の様式について

多目的施設等を利用しようとする者は、施設条例施行規則第 2 条において「利用許可申請書」を、また利用料金の減免等を受けようとするものは、施設条例施行規則第 5 条第 2 項において「利用料金減免申請書」を指定管理者に申請するものとされている。

「利用許可申請書」及び「利用料金減免申請書」を確認したところ、施設条例施行規則で規定された様式と異なる申請書により申請されたものについて、受理していたものがあった。

所管課は、条例等に基づき適正な処理を行うこと。また、指定管理者が規則を遵守し適正な事務処理を行うよう指導する

指摘事項 (1) にある利用料金減免については、本課が誤って受けていたため、指定管理者に条例に則った減免事務を行うよう改めた。

指摘事項 (2) にある利用許可書については、発行手続きを行うよう指導を行った。また、本年度中に施設予約システムの更新を予定しており、新規施設予約システムで許可書を発行できるものを導入する。

指摘事項 (3) にある申請書の様式については、現行の規則に規定されているものの見直しを行い、本年度中に実情に合わせた形で改正を行う。改正までの間は現行規則様式を使用するよう指定管理者に指導した。

とともに、例規が実情にそぐわないのであれば、見直しを行うこと。	
4 屋外レジャープールについて 屋外レジャープールは、夏場の余暇を楽しむ施設として多くの市民が訪れている。しかしながら、施設としては老朽化が著しく、プール全体において塗装が剥がれ、亀裂が生じている。毎年、プールサイドのシートを張り替えるなどの対策は講じているものの、経年劣化に対応が追い付いてない状況である。 現状の状態のままでは、利用者の事故につながることを懸念されるため、改修工事等の根本的な安全対策を行うこと。	現状の改善を図るため、修繕・補修箇所を精査し、必要に応じて予算要求を行う。